

鳥取大学天文研究会 規則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「鳥取大学天文研究会」と称する。

(設立日)

第2条 本会の設立日は1970年4月1日とする。

(所在)

第3条 本会は、鳥取大学（鳥取市湖山町南四丁目一〇一番地）内に本部を置く。

(組織)

第4条 本会は鳥取大学の学生からなる会員および顧問等の教職員で構成される。

(目的)

第5条 本会は、天文現象の観測と、天文現象の記録を目的とし、以下の活動を行う。

- 天文観測会の開催
- 天文学に関する学習会の開催
- その他、天文学に関する活動
- 会員内の交流を発展させる活動

第2章 組織

(役員)

第6条 本会には幹部として以下の役員を置く。

- 部長
- 副部長
- 会計

(役員の任務)

第7条 役員は円滑な運営のため、各々の任務遂行に万全を期す。

(役員の選出)

第8条 役員は、原則としてその年度の3回生（幹部交代時は2回生）から選出する。役員の選出方法は以下の通りとする。

- 前年度役員が会長を指名する。
- その他の役職については新会長が指名する。指名された者は拒否する権利を有する。
- やむを得ない場合は役員の兼任を認める。ただし、会長は他役員との兼任を原則としない。

(役員の任期)

第9条 幹部交代時期は12月とし、任期は一年間とするが、再任および重任を妨げない。

(役員の辞任と解任)

第10条 役員は正当な理由に限り、役員会において辞任を承認する。また、役員が任務を怠った場合は総会の決議のもと、解任することができる。

(役員の欠員補充)

第11条 役員に欠員が生じた場合、臨時の役員会を開きこれを補充する。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会員

(入会)

第 12 条 本会の趣旨に賛同する者は、所定の入会申込書を提出し、会費の納入を行うことで入会することができる。

(退会)

第 13 条 退会を希望する者は、その旨を役員会に提出することで退会することができる。

第4章 会費

(会費の決定)

第 14 条 会費は会計報告会において決定される。会計報告会は年に一度、総会時に開催し、次年度の会費を設定する。

(その他経費)

第 15 条 その他経費は都度徴収することとする。

(会計役員の任務)

第 16 条 本会の経理事務、運営は会計役員がそのすべてを行う。

(経理運営の資金源)

第 17 条 本会の経理運営は会費、補助金、繰越金及びその他の不定期収入を以て行う。

(会費および諸経費の決定と納入期限)

第 18 条 会費及びその他の諸経費の金額及びその納入期限は会計役員が決定する。

(年間会計報告)

第 19 条 会計役員は総会に於いて、年間会計報告を行う。

第5章 会議

(総会の地位)

第 20 条 総会は本会における最高決議機関である。

(総会の成立)

第 21 条 総会の成立には会員の過半数の出席が必要である。

(総会の開催)

第 22 条 総会は年に 1 回開催し、会計報告、次年度の活動計画、役員選出等を行う。

(臨時総会の招集)

第 23 条 前条の規定に関わらず、必要に応じて臨時総会を招集しなければならない。

(議長と書記の任命)

第 24 条 議長および書記は会長が指名し、出席者の過半数の承認をもって任命する。

(決議の方法)

第 25 条 決議は出席会員数の過半数をもって賛成とする。賛否同数の際は議長が最終決定権を持つ。

(臨時総会の要請)

第 26 条 臨時総会は役員会における決定及び会員の 3 分の 1 以上の要請により行う。

(臨時総会の開催期限)

第 27 条 臨時総会は要求から 30 日以内に開催すること。

(役員会の構成と権限)

第 28 条 役員会は第 6 条の幹部で構成され、総会に次ぐ権限を持つ。

(役員会の招集)

第 29 条 役員会は月に 1 回開催し、会の運営について協議する。会長は必要に応じて役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

第6章 規律と罰則

(規律)

第30条 会員は、本会の目的（および大学規則）に反する行為およびそれを助長する行為を行ってはならない。

(罰則)

第31条 会員が規律に違反した場合、または天文研究会の品位を著しくけがした場合、役員会の決議により、警告、停止、除名等の処分を行うことができる。

第7章 規則の改正

(改正手続き)

第32条 本規則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て行う。

第8章 附則

(施行期日)

第33条 本規則は、2024年7月 日より施行する。

(旧規則の統合と廃止)

第34条 本規則の施行により、旧規則は本規則に統合することで全て廃止とする。

(旧規則を元にした改正)

第35条 本規則は、旧規則を元に内容を見直し、現行の活動に即した形で作成されたものである。